

焼津市農業委員会 6 月総会議事録

1 日時

令和 3 年 6 月 15 日(火)午後 2 時 ~ 午後 3 時 00 分

2 場所

焼津市役所本庁 603 号室

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	×	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	×
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山比呂 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 5 号 農地の利用目的変更届出について

第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第 7 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

第 6 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第 7 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、17 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 6 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。4 番河合英夫委員、16 番石野恵一委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 7 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 7 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 7 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 7 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 3 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号番号 3 を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、中新田配水場より北へ約 700m に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 3 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請地は、雑木や竹が生い茂り、荒れている 211 m²の土地です。</p> <p>譲渡人が 90 歳と高齢なため、耕作放棄地とならないように譲受人が購入してくれます。少しずつ竹等を切っていってくれているので、そのうち綺麗にしてくれると思います。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号3を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号3は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号4について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号番号4を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、JA大井川農協静浜支店より南東へ約200mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請地は受贈人(じゅぞうにん)が所有している農地の地続きであり、申請地内の水路からの取水を将来にわたって確保したい目的もあり、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>下限面積については30aを満たしていませんが、3条許可の例外規定であります「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」であり、また、農機具等の保有状況については、問題ありません。</p> <p>現状は休耕となっておりますが、今後は農地として耕作する予定であり、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6番	<p>申請地は静浜幼稚園から南西40mほどにある農地です。譲渡人が相続しましたが、現在鎌倉市に在住で耕作はできないため、申請地の隣地を耕作する譲受人に貰ってもらうことになりました。</p> <p>現地確認しましたが、既に荒廃しかけており、そのまま荒廃していくよりも、譲受人が耕作していく方が望ましいため、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号4を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号6を朗読後、説明】</p> <p>本件は、一色の農地105㎡について、駐車場及び進入路敷地に転用したいという申請であります。</p>

	<p>申請人は、現在、下小田の居宅(きょたく)に住んでおりますが、申請地の畑を所有しており、耕作のため自家用車で通っているのですが、駐車場の確保に苦慮しておりました。また、所有する畑は道路より奥まった場所に位置しているため進入路も必要となり一部造成して利用しておりました。</p> <p>この度、当該地を駐車場及び進入路敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津市立和田中学校より西へ約 700m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側・北側は宅地及び農地(畑)、西側は道路、南側は宅地であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>先日現地確認をしましたが、周りに農地はなく、周辺に及ぼす影響もほとんどないと思われます。</p> <p>始末書の提出もありますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 6 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 6 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第 3 号、番号 5 及び 議案第 4 号、番号 16 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号、番号 5 及び 議案第 4 号、番号 16 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、大島の農地 331 m²について、当初計画者が昭和 48 年 1 月 25 日付けで農地法第 5 条の許可をとり、居宅及び車庫用敷地として計画していましたが、転用者が亡くなり、相続した申請者は申請地を利用する必要性も無くなり現在に至ります。この度、譲受人(ゆずりうけにん)との間で売買契約の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者(しょうけいしゃ)においては、現在、市内のアパートに仮住(かりず)まいをしておりますが、将来のことを考えると、現在のアパートでは手狭で不便であるため、今般、当該申請地に自己住宅を新築したく本申請に及んだものです。</p>

	<p>申請地の場所は、栃山川自然生態観察公園から南西へ約 500m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は道路、西側及び北側は宅地であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 増田	
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 5 を承認し、議案第 4 号、番号 16 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 5 を承認し、議案第 4 号、番号 16 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、番号 14 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 4 号、番号 14 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、策牛の農地 1,025 m²について、資材置場敷地(木材置場等)に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市八楠に本社を置く、家具用品製造販売業を営む法人です。当該土地の南側に工場があり、木製家具を製造しておりますが、敷地が狭く木材の置場に困っておりましたが、この度、譲渡人(ゆずりわたしにん)との間で売買契約の話をいただき、本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津病院より南へ約 200m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は畑、西側は雑種地、南側は水路及び道路、北側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 3 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請地は旧 150 号線より 10km 藤枝方面に向かったところの、住宅地の一角にあります。</p> <p>昭和 48 年以降に購入し、造成したまま手を付けずにいたところ、このたび譲受人</p>

	<p>のアパート住まいが手狭になったため、申請地に住宅を新築したく、申請に及んだものであります。</p> <p>住宅に囲まれているため、近くに農地はなく、転用にあたり影響はないかと思われれます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号14を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号14は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号15について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号15を朗読後、説明】</p> <p>本件は、坂本の農地196㎡について、分家住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、市内のアパートに仮住(かりず)まいをしておりますが、将来のことを考えると、現在のアパートでは手狭で不便であるため、今般、当該申請地に分家住宅を新築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、坂本コミュニティー防災センターより南西へ約200mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び西側は宅地及び田、南側は道路及び(一部)田、北側は田であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>6月5日に東益津地区の委員全員で現地確認を行いました。現状は写真を見ていただければわかりますが、耕作はされておらず、管理のみといった形となっております。</p> <p>申請地の向かいには申請者の工場、隣は申請者の駐車場となっております。現在の状態よりは、資材置き場として活用したほうがよろしいと思います。</p> <p>周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号</p>

	<p>15 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 4 号、番号 15 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、番号 17 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 4 号、番号 17 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、高新田の農地 550.22 m²について、鉄筋(てっきん)加工場(かこうじょう)資材置場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地を賃借(ちんしゃく)して建物の基礎やL型擁壁等のコンクリート構造物の骨材(こつざい)に使用する鉄筋の加工場として利用したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川南小学校より北東へ約 700m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地及び畑、西側及び北側は田、南側は道路であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 18 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>建物の基礎やL字擁壁等のコンクリート構造物の骨材として利用する鉄筋加工場として利用したく、今回の申請に及んだものであります。</p> <p>平成 27 年 7 月に造成をし、鉄筋加工場として使用しておりましたが、賃借人も反省し、始末書を提出し、今回の申請を行いました。</p> <p>6 月 5 日に現地確認を行いました。現地確認の結果周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 17 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 4 号、番号 17 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、番号 18 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【次に、議案第 4 号、番号 18 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、上小杉の農地 422 m²について、既存敷地の拡張(駐車場及び建設用資材置場敷地)に転用したいという申請であります。</p> <p>申請者は焼津市内を中心に土木、管工事業を営む法人です。この度、焼津市立総</p>

	<p>合病院建替え事業に伴い、現事業所の資材置場が収用地に該当することになり、移転先の近隣で代替地を探しておりましたところ、申請地について譲渡人(ゆずりわたしにん)から快く譲り受けることになり、申請者の既存(きそん)施設の拡張により駐車場及び建設用資材置場として利用したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、まんさいかん静浜より北西へ約400mに位置している、第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側は雑種地、南側は宅地、北側は県道であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいま詳しく説明があった通りであります。</p> <p>申請人が倉庫を建築しましたが、資材置場、駐車場が狭いということで、その拡張のための申請であります。</p> <p>現地確認、地区審査の結果、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号18を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号18をは許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号19について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号19を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下江留の農地1,875㎡について、物流倉庫の建設事業敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市下江留に本社営業所を拠点に一般貨物自動車運送業を営む法人です。現在ある静浜A棟倉庫・静浜B棟倉庫、マツ2号倉庫(賃貸)を一つに集約することで物流の効率化を図るため、特定流通(りゅうつう)業務施設を整備すべく、申請地を含む敷地に「倉庫及び事務所」を建設したく、この度の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、JA経済連より南東へ約500mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北東側は水路(泉川)、南西側は水路及び道路、南東側及び北西側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断</p>

	<p>では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7 番	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p> <p>申請人は、関連会社の製品を配送する会社でありまして、各地に点在する倉庫を一か所にまとめ、物流の拠点とし、効率のいい業務を行うため、本申請に及んだものであります。</p> <p>現地確認の結果、周りに農地はなく、農業上の影響はないことから許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 19 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 4 号、番号 19 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、番号 20 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【次に、議案第 4 号、番号 20 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下江留の農地 705 m²について、郵便局建設敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、申請地の南側にある相川郵便局が老朽化し、駐車場も少なくて来局者(らいきょくしゃ)に不便をかけており、周辺で用地を探していました。今般、申請地を適地として土地所有者に打診した結果、快諾が得られたため、この度の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、大井川グラリバーより北西へ約 300m に位置している、第 1 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路及び道路、西側及び北側は道路、南側は畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適当であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷	<p>事務局の詳しい説明の通りであります。</p> <p>6 月 8 日に、申請者と申請代理人の行政書士とのヒアリングを行いました。</p> <p>現在の相川郵便局は 46 年前に建てられ、老朽化も進み、駐車場も 3 台分しかないことから、不便をきたしておりました。</p> <p>申請地東側の境にも、新たにコンクリート壁を施工することです。よって、周辺への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号20は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第5号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る柏村輝夫委員、八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員と鈴木委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年6月総会を閉会します。</p>